

令和6年度

舞鶴市職員採用試験案内

舞鶴市では、**市民に信頼され、市民の役に立つ市役所**を目指して、次に掲げる人材を求めています。

- A. 市民の中に入って、地域の課題を見つけ、市民とともに考え、解決に向け積極的に行動する職員
- B. 職員一人ひとりが、専門性や得意分野を持ち、自らの特性も最大限に発揮し、市民の信頼に応える職員
- C. 社会情勢の変化に即応した改革意識を持ち、仕事への情熱と柔軟な思考のもと、市役所と仕事を変革できる職員

【第1次試験日】

令和6年9月22日（日）

【受験申込の受付期間】

令和6年7月16日（火）～8月28日（水）

【募集職種】

事務職（短大卒、高卒程度）

保健師

歯科衛生士

消防職（短大卒、高卒程度）

令和6年7月16日

舞鶴市

1 試験職種、採用予定者数、受験資格

試験職種		採用 予定者数	受験資格
事務職	中級	3名 程度	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、短期大学（これと同程度のものを含む）卒業又は卒業見込みの方
	初級Ⅰ		平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、高等学校（これと同程度のものを含む）卒業又は卒業見込みの方
	初級Ⅱ		平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、高等学校（これと同程度のものを含む）卒業又は卒業見込みの方 ※ 採用後は、建設系の職場に配属し、職務経験を積むとともに、本市が指定する教育機関で土木技術の専門知識を習得していただきます。 土木技術の習得後は、技術職員として任用します。
保健師		1名 程度	昭和59年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方又は令和6年度中に資格を取得見込みの方
歯科衛生士		1名 程度	昭和59年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、歯科衛生士の資格を有する方又は令和6年度中に資格を取得見込みの方
消防職	中級	若干名	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、短期大学（これと同程度のものを含む）卒業又は卒業見込みの方 ※ 舞鶴市に居住できる方に限ります。
	初級		平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、高等学校（これと同程度のものを含む）卒業又は卒業見込みの方 ※ 舞鶴市に居住できる方に限ります。

- ※1 中級は、大学（これと同程度のものを含む）を卒業又は卒業見込みの方は受験できません。
- ※2 初級は、大学、短期大学（いずれもこれと同程度のものを含む）を卒業又は卒業見込みの方は受験できません。
- ※3 初級Ⅱの土木技術職員は、道路、橋りょう、トンネル、上下水道、漁港などの社会インフラを造り、守るため、計画、調査、設計を行い、民間企業への工事発注や監督業務などを行います。

すべての職種において、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方（6ページ参照）

2 試験の日時、場所

(1) 事務職、保健師、歯科衛生士

	日 時	場 所
第1次試験	令和6年9月22日(日) 午前9時45分 (午前9時15分から受付)	舞鶴市役所
第2次試験	令和6年10月下旬 第1次試験合格者に文書で通知します。	

(2) 消防職

	日 時	場 所
第1次試験	令和6年9月22日(日) 午前9時45分 (午前9時15分から受付)	舞鶴市役所
第2次試験	令和6年10月中旬 第1次試験合格者に文書で通知します。	

3 試験の方法及び内容

(1) 事務職、保健師、歯科衛生士

	職 種	方法及び内容
第1次試験	事務職	教養試験…公務員として必要な一般知識及び教養について択一式で行います。(120分)
	保健師	専門試験…専門的知識について択一式で行います。(90分)
	歯科衛生士	専門試験…専門的知識について記述式で行います。(90分)
第2次試験	事務職 保健師 歯科衛生士	個別面接 集団討論

(2) 消防職

	職種	方法及び内容
第1次試験	消防職	教養試験…公務員として必要な一般知識及び教養について択一式で行います。(120分)
第2次試験	消防職	個別面接 作文試験(課題を与えます) 体力試験 身体検査


4 受験申込の手続等

- (1) 受付期間 令和6年7月16日(火) 8時30分から
令和6年8月28日(水) 17時15分まで
- (2) 申込みは、インターネットにより行ってください。
インターネット申込の方法は「5 インターネット申込の方法」で確認してください。
スマートフォンからでも申込みができます。
※ 申込みは、原則インターネットでのみ受け付けます。インターネットでの申込みができない場合は、舞鶴市人事課又は消防総務課まで御連絡ください。


5 インターネット申込の方法

- (1) 次のURL又は二次元コードにより、申込サイトに進んでください。
スマートフォンからでも申込みができます。

「事務職」「保健師」「歯科衛生士」はこちらから

URL	https://ttzk.graffer.jp/city-maizuru/smart-apply/apply-procedure-alias/20240922
二次元コード	

「消防職」はこちらから

URL	https://ttzk.graffer.jp/city-maizuru/smart-apply/apply-procedure-alias/syobou
二次元コード	

- (2) ①「ログインして申請に進む」または②「メールを認証して申請に進む」の2通りの手段が表示されますので、いずれかを選択した上で申請を開始してください。
 - ①「ログインして申請に進む」の場合、「GOOGLEでログイン」又は「LINEでログイン」又は「Graffer アカウントでログイン」の3通りから選択が可能です。画面に表示される手順に従ってログインを行ってください。
 - ②「メールを認証して申請に進む」の場合、申請に使用するメールアドレスの入力画面が表示され、入力したメールアドレスに申請用のURLが記載されたメールが届き、そのリンクから申請開始ページに遷移します。

- (3) 申込サイトで必要な項目を入力し、手続を完了してください。手続が完了すると、「申請受け付けのお知らせ」メールが通知されます。
- (4) 令和6年8月30日（金）までに、申込サイト上で受験票及び写真票を交付します。「交付物発行のお知らせ」メールが通知されましたら、メールに記載されたURLから申込サイトに遷移し、受験票及び写真票をダウンロードしてください。
 受験票及び写真票は、A4サイズのコピー用紙に印刷し、受験票と写真票のいずれにも顔写真（脱帽、正面向き、上半身、タテ4.5cmヨコ3.5cm、申込前6ヶ月以内に撮影したもの）を貼り付けて、受験票と写真票を切り分けた上で第1次試験の際に持参してください。
- (5) 舞鶴市人事課又は消防総務課での処理が完了すると「処理完了のお知らせ」メールが通知されます。

6 合格発表

第1次試験合格発表	10月上旬（予定）
最終合格発表	10月下旬（予定）

※可否については、それぞれ受験者全員に文書で通知します。
 電話、メール等による照会には応じられません。

7 合格から採用まで

保健師及び歯科衛生士の試験合格者については、令和7年3月31日までに資格取得ができなかった場合は、採用される資格を失います。

8 試験結果の開示

試験結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

電話・メール等による請求はできません。

受験者本人が受験票を持参のうえ、開示場所にお越しください。

開示請求できる人	第1次試験の不合格者（本人に限ります。）
本人確認の方法	受験票
開示内容	第1次試験（教養試験又は専門試験）の順位、得点
開示期間	第1次試験合格発表の日から2週間
開示場所	【事務職、保健師、歯科衛生士】総務部人事課 【消防職】消防本部消防総務課

9 給与、福利厚生等

(1) 採用日 令和7年4月1日

(2) 給与 初任給（令和6年4月1日現在）

大卒程度	196,200円
短大3年卒程度	184,600円
短大2年卒程度	179,100円
高卒程度	166,600円

- ・ 一般公務員の例により諸手当を支給します。
- ・ 給与改定があった場合は、その定めるところによります。
- ・ 職歴等を給料に反映します。

(3) 福利厚生 「京都市町村職員共済組合」の組合員資格を取得し、医療保険、年金制度のほか、健康管理や福利厚生サービスを受けることができます。
消防職は、制服を貸与します。

10 その他

(1) 採用試験申込の際に入力された個人情報及び提出された個人情報については、採用試験の目的以外に利用いたしません。提出書類等は、合格者の方を除き、試験終了後に廃棄いたしますが、返却を希望される方は、本人が、受験票を持参の上、人事課へお越しください。

郵送で返却を希望される方は、434円分（簡易書留郵便料含む）の切手を貼った返信用封筒（長3封筒）に郵便番号、住所、氏名を明記し、同封してください。

※ どちらの場合も、各試験合格発表から2週間以内をお願いします。

(2) 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ連絡してください。

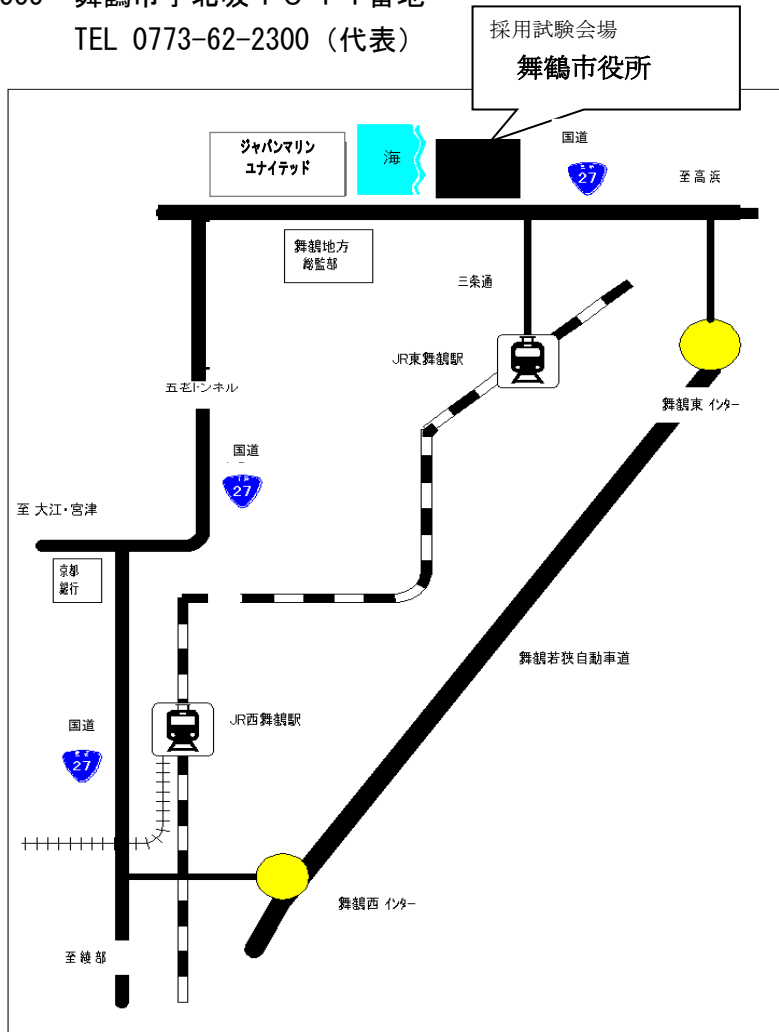
地方公務員法第16条（抄）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

舞鶴市役所

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
TEL 0773-62-2300（代表）



交通のご案内

-
- 京都駅から JR 山陰線、
JR 舞鶴線で約 1 時間 30 分（特急）
 - 大阪駅から JR 福知山線、JR 山陰線、
JR 舞鶴線で約 2 時間 20 分（特急）
-
- 東舞鶴駅から 徒歩 15 分

～問い合わせ先・申し込み先～

(1) 事務職、保健師、歯科衛生士

舞鶴市 総務部人事課

〒625-8555

舞鶴市字北吸1044番地

電話：(0773) 66-1066 (直通)

(2) 消防職

舞鶴市 消防本部消防総務課

〒625-8555

舞鶴市字北吸1044番地

電話：(0773) 66-1090 (直通)